

## 愛知県市民後見人等養成研修 研修修了者向け

# 飛島村 における「活躍の場」のご紹介

### 研修修了者の「活躍の場」について

#### 市民後見人（市民後見人バンク登録）

海部南部圏域において、中核機関等からの活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を行う「市民後見人」の候補者として登録します。なお、実際に活動するには、本人（被後見人）がその人らしく暮らしていくため、状況等に依りて受任が適切な候補者を調整（受任者調整）の上、家庭裁判所から選任を受ける必要があります。

#### 【主な活動内容】

- ・財産管理  
（施設利用料の支払や年金の入金状況確認といった金銭管理等）
- ・身上保護  
（施設入退所に係る契約手続きの支援等）

#### 【対象者】

- ・飛島村、弥富市、蟹江町にお住まい、勤務されている方
- ・近隣市町在住で、上記市町にお住まいの本人の居所に30分以内に訪問できる方

#### 【履修が必要な科目】

全ての科目のほか、海部南部権利擁護センター主催の市民後見人養成研修実務研修の受講と市民後見人バンク登録が必要となります。

#### 【報酬等】

無報酬 活動実費（交通費・通信費等）は本人よりいただきます。市民後見人の活動は地域福祉の担い手としての社会貢献活動として位置付けています。

#### 法人後見支援員

海部南部権利擁護センターが実施する法人後見業務において職員と共に成年被後見人等を支援する者のことをいいます。

#### 【主な活動内容】

成年被後見人等（被保佐人、被補助人を含む。）の居所に定期的な訪問による安否確認や日常生活の援助、金銭管理を行ってまいります。具体的には、

- ・成年被後見人等の居所に定期的な訪問による安否確認
- ・年金受給申請等の必要な書類の提出
- ・税金や福祉サービス利用料・医療費などの費用の支払いに関する事
- ・生活費のお届け（食品・衣料品・日用品等物品の購入の支援）
- ・上記支援に関する報告書等の作成

#### 【履修が必要な科目】

全ての科目のほか、海部南部権利擁護センター主催の市民後見人養成研修実務研修の受講

### 留意事項

飛島村では、NPO法人海部南部権利擁護センターに委託し、市民後見人養成研修を別途実施しています。飛島村・弥富市・蟹江町で市民後見人や法人後見支援員として活動したいとお考えの方は、愛知県市民後見人等養成研修と海部南部市民後見人等養成研修を修了し、市民後見人バンクへの登録が必要がありますので、ご注意下さい。

なお、市民後見人養成研修は2年に1度実施しています。

詳細は、下記にお問合せください。

### 問合せ先

#### （申込みに関する問合せ）

飛島村役場福祉課（海部郡飛島村大字松之郷三丁目46番地の1）

電話：0567-52-1001 FAX:0567-52-1009

#### （研修に関する問合せ）

海部南部権利擁護センター（弥富市神戸三丁目25番地（弥富市役所十四山支所内））

電話：0567-69-8181 FAX：0567-69-8180 メール：shien@amanankenri.net